

令和7年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第2号）

令和7年12月5日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	古崎泰介君	2番	橋本善雄君
3番	國分順一君	4番	羽生洋市君
5番	會田百合子君	6番	緑川久子君
7番	先崎勝馬君	8番	竹川里志君
9番	宗像芳男君	10番	水野正廣君
11番	中野孝一君	12番	田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	藤本達君
教育長	有賀仁一君	総務課長兼 デジタル推進室長	先崎秀一君
企画政策課長兼 まちづくり推進室長	折笠颯一君	町民生活課長	矢吹昌之君
健康福祉課長	佐藤金哉君	子育て支援課長	吉田隆君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	西牧英一君	地域整備課長兼 新庁舎整備室長	矢吹浩司君
教育課長	赤坂泰秀君	会計管理者兼 出納室長兼 税務課長	味原一君
代表監査委員	佐久間金治君	農業委員会長	宗像智君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郡司治子	書記	鈴木健之
書記	吉田浩太郎	書記	国分勝理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会12月会議、第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（田村弘文君） 日程第1、一般質問を行います。

議長の手元に届いている一般質問通告者は5名であり、通告順に一般質問を行います。

なお、本日の一般質問につきましては、小野町議会運営基準また会議規則及び小野町議会基本条例に基づいて行います。

次に、質疑応答は一問一答式を採用し、質疑の回数は3回までといたします。

質問者は事前の通告内容に従い、簡潔明瞭に質問をお願いいたします。

◇ 緑川久子君

○議長（田村弘文君） 初めに、6番、緑川久子議員の発言を許します。

6番、緑川久子議員。

[6番 緑川久子君登壇]

○6番（緑川久子君） おはようございます。

12月に入り、今年も残すところあと僅かとなりました。

それでは、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って私のほうから2点質問したいと思います。

まず最初に、新庁舎移転に伴う行政サービスの利便性について、町民窓口センター、出張所を検討することについて質問します。

令和9年に、新庁舎が完成する予定になっていますが、庁舎の移転に伴い、役場が町なかから離れ、遠くなることで、高齢者など交通手段を持たない住民の方たちから、移転後の役場の利用に際して不安視する声が上が

がっています。現在、町では令和5年1月より、コンビニエンスストアでもマイナンバーカードを利用したオンラインによる行政証明書の交付サービスが行われています。住民票や印鑑、戸籍などの各種証明書などが取得でき、住民の利便性と行政の効率化が図られていますが、10月の利用状況は約17%と聞いております。高齢者をはじめ、デジタルに不慣れな方や利用に不安を抱えている方など、多くの町民の方は、役場での対面による対応を望んでいることから、オンラインでの活用に至るまでにはかなりの時間を要することになると考えられます。

庁舎移転による行政サービスでの住民の方たちの不安を少しでも解消するために、書かない・行かない窓口業務の実現を目指したオンラインによるデジタル化の推進と住民の利便性に配慮した取組として、住民票や戸籍、各種証明書の交付など、役場に出向かなくても済む程度の住民に身近な事務手続や相談ができる出張所的な町民窓口センターを設けることを検討してはどうでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

庁舎移転に伴い、これまで近くにあった役場が離れ、遠くなることで、現庁舎の近隣で移動手段を持たない高齢者の方が不安に思っていることは、承知しているところであります。これに伴う出張所の設置であります。現在、町で行っている事務手続に係る業務は多岐にわたっており、相談内容によっては対応が困難な場合もあります。また、証明書などの発行や手続を行うための機器を設置することや、それを扱うことができる職員を配置することは、費用や人員の適正化の面からも難しいものと考えております。

なお、現在実施しております証明書の交付サービスの利用促進を主として捉え、住民票や印鑑証明などの各種証明書が、町内外のコンビニエンスストアで取得できるサービスは、書かない・行かない窓口の最も有効な手段の一つであると考えております。

高齢者の方々をはじめ、デジタルに不慣れな方への支援につきましては、機器の操作の機会や各種イベントなどの際に相談の機会を設けるほか、役場窓口においては、職員が丁寧に説明し対応してまいりたいと考えており、将来的には、町民がお互いに助け合いながら、デジタルでの手続に慣れ親しんでいただけるような仕組みづくりを目指してまいります。

○議長（田村弘文君） 緑川議員、再質問ありますか。再質問ですか。

○6番（緑川久子君） 再質問ではないです。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

[6番 緑川久子君登壇]

○6番（緑川久子君） その前にちょっと、何らかの方法を講じていただいてということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、統廃合後の小野高校の校地・校舎について。

校舎などの施設は県が解体し、更地での利活用をについて質問します。

小野高校は県立高校改革により、令和8年4月に船引高校と統合し、校舎方式により校地や校舎は令和10年4月から使われなくなります。現在、統廃合後の小野高校の利活用を巡っては、町民の皆様の関心も高く、様々な意見や要望、提案があることから、昨年9月の一般質問において同様の質問をしておりますが、今回少

し掘り下げて質問したいと思います。

統廃合後の小野高校についてですが、県は無償譲渡をすることや、5億円から6億円ほどかかる解体費用を負担し、ほかにも5年間で最大3億円の補助をします。前回の質疑で、小野高校の解体費用に関しまして、町からは、更地で譲渡を受ける場合は県が直接解体することや、また、建物を含め、譲渡を受ける場合には建物の解体費用相当額が県から町に交付され、いずれにしても、最初に解体する場合、それから、後で一部を使用してその後に解体する場合も、県から解体費用が交付されるという説明を受けました。ただ、後で解体する場合については、資材や人件費の高騰などで解体費が膨らんだ場合、県はその分の負担をすることはありません。町の負担になることが課題として上げられていました。

校地・校舎などの利活用については、令和5年に設置された庁内検討会議において、多方面にわたり、検討していくことですが、小野高校の建物を取得し活用した場合、校舎などは既に50年以上が経過しております。劣化状況や施設の希望を考慮しますと、改修費や維持管理費などに莫大な費用がかかることが想定され、再利用することは難しく、将来的に負担になることが十分考えられます。

以上のことから、統廃合後の小野高校については、今後、県との話し合い、調整が図られることと思いますが、比較的新しい建物は残しても、校舎など大きな建物については、県が解体し、土地のみを取得し、更地にして利活用を検討すべきと考えますが、現時点での町の見解を町長にお聞きします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

村上町長。

○町長（村上昭正君） 緑川議員の質問にお答えをいたします。

統廃合後の財産の取り扱いにつきまして、築年数が古く、施設規模が大きい建物を取得し活用していく場合の改修費及びその後の維持管理費などは、議員ご高承のとおりであります。町といたしましては、利活用の検討を進める中で、土地または建物の活用が将来にわたって町の負担とならない最善の方策を選択できるよう、県とは調整を図る、あるいは要望を行っていく考えであります。

引き続き、庁舎内検討会議において、ご指摘のあった改修費用を含む維持管理費も念頭に置きながら、建物がある場所については、更地で譲り受けるか、また大きな負担がなく維持管理が可能な建物は残して、有効に活用していくかなど、あらゆる可能性を模索し、利活用の選択幅を広げて、町内に点在する農地等も含む財産の有効な活用策を検討してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 緑川議員、再質問ありますか。

[6番 緑川久子君登壇]

○6番（緑川久子君） 再質問ありません。

今後、具体的な検討が進められてくるとと思いますが、既に廃校が決まっている棚倉高校や喜多方商業高校、小高商業高校など、多くの高校が更地にした上で土地のみでの利活用を検討しているようです。小野町としても、将来的に若い人たちの負担にならないようにするためにも、改修費や維持管理費など、しっかりと精査した上で、利活用について検討していただきたいと考えます。以上で私の質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、6番、緑川久子議員の一般質問を終わります。

◇ 國 分 順 一 君

○議長（田村弘文君） 次に、3番、國分順一議員の発言を許します。

3番、國分順一議員。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

まず初めに、崖崩れの危険性についてであります。

現在、気候変動による災害が多く、局地的な集中豪雨などの増加により、土砂災害が全国で発生しております。昨年の県の資料によりますと、新たに土砂災害の発生のおそれのある場所の数で、急傾斜の崩壊の危険性が高いとされた場所は、本町は1,134か所になっております。これは、県中・県南地方の市町村では、田村市、郡山市、石川町に次いで多い数になっております。

小野町地域防災計画の中にあるように、土砂災害予防対策として、土砂災害防止法による指定箇所については、土砂災害防止等の対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備等のソフト対策の充実に努めることはとても重要なことです。今後、土砂災害による崖崩れの危険性をなくすための対応策は考えておられるのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生生活課長。

○町民生生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域は土砂災害防止法に基づき、都道府県知事が指定するものであり、小野町内には既に指定されている急傾斜地が89か所あります。議員ご発言の、新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所につきましては、近年の土砂災害の発生状況を踏まえ、国土交通省が土砂災害防止対策基本方針を変更したことに伴い、県において高精度の地形図を用い、土砂災害が発生するおそれのある箇所を新たに抽出・公表したものであります。

町内において、新たに抽出された1,134か所につきましては、詳細な調査の前段階であるため、全てが危険を伴う区域ということではなく、今後、県が現地測量等の詳細な調査を実施し、危険性の度合いや範囲を定め、必要に応じて土砂災害警戒区域等として指定される予定であります。

ハードの対策としましては、土砂災害警戒区域に指定された上で、県において急傾斜地崩落危険区域に指定した場合には、対策工事が行われることがあります。急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者に危害を生ずるおそれがあることなど、様々な要件があるため、まずはソフト対策として、新たに土砂災害警戒区域等が指定された場合には、災害時に早めに避難行動が取れるよう、町の防災マップの更新や広報紙、ウェブサイト及び各種イベントでの周知など、様々な手法で町民の皆様へ土砂災害警戒区域などのお知らせを行い、町民の安心・安全につながる防災力の向上に努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 國分議員、再質問ありますか。

○3番（國分順一君） ございません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次に、災害時の指定避難所について質問させていただきます。

災害が発生し、やむを得なく避難をしなければならない状況になったときの移動方法として、車での避難は渋滞を引き起こし、緊急車両の通行を妨げる可能性があるため、徒歩での移動がよいと言われています。本町では、9か所の避難所が指定され、被害が甚大で長期避難が必要な状況が発生した場合のみ、小野小学校と小野中学校が開放されることとなっております。しかしながら、指定避難所までの移動が困難な町民の方もおられるのではないかと思います。

小野町地域防災計画にある避難場所の定義には、避難場所は各地域・地区にとって日常的に身近な施設であり、距離的にも比較的至近であるとされております。身近な場所にあり、移動しやすい施設として考えますと、現在の指定避難所の見直しをするべきではないかと考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

指定避難所は、災害対策基本法に基づき、町長が指定することになり、指定したときはその旨を知事に通知するとともに、地域防災計画に位置づけを行うこととなりますが、指定避難所の主な選定基準は、崖崩れや浸水などの危険がないこと、耐震構造の耐火・準耐火建築物であるなどの基準が設けられております。

現在、町の指定避難所は、議員ご発言のとおり、行政区ごとに避難場所を指定しておりますが、避難を行う場合には、必ずしも指定された避難所に避難しなければならないということではなく、災害の状況に応じて、親戚宅や近くの知人宅など、自分が安全に避難することができる場所であること、また、指定避難所以外の行政区管理の集会施設においても、地区の自主防災会長である行政区長の判断で、避難所を開設しても構わないこととしていることから、災害時は安全を第一に避難を行っていただきたいと考えております。

なお、指定避難所の見直しについては、基準を満たすことはもとより、各自自主防災会の会長さんなどの意見も伺いながら検討してまいりたいと思います。

今後、町民向けの避難訓練や各種イベント、町広報紙、ウェブサイトなどを通じて、災害時における避難の方法につきまして、様々な手法を用いて町民の皆様様に周知を行い、町の防災力強化につなげてまいります。

○議長（田村弘文君） 國分議員、再質問ありますか。

○3番（國分順一君） ございません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次に、要配慮者の避難誘導について質問させていただきます。

災害が発生したとき、自ら避難したり、情報を確認することができない要配慮者の方の避難誘導の方法として、町、消防機関及び自主防災組織の介助により、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うことと、小野町地域防災計画には示されております。

要配慮者の方の中には、介助があれば移動ができる方もおりますが、寝たきりの方、歩行が困難な方もおられると思われます。そのように移動が困難な方々を避難誘導させるためには、車椅子やストレッチャーなどを搭載できる特殊な車両が必要になると思われますが、今後、避難しなければならない事態が発生したときに備えての対策は、考えておられるのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

町で所有している要配慮者の避難に係る特殊車両につきましては、軽自動車の福祉車両1台に加え、令和6年度の国の補正予算、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して、車椅子対応の福祉車両が今年度中に配置される予定です。今回、福祉車両を配置することにより、車椅子の方や避難困難者を移送するために活用することができますが、災害時には、車両が不足する事態になることも想定されるところであります。

町では、平成25年度に、福祉避難所設置・運営マニュアルを策定しており、町内の社会福祉施設などと福祉避難所としての活用などについての協定を結んでおりますが、移送支援に関する取決めは行っていないことから、各施設の協力を得て、災害時要支援者の状態を配慮した適切な移送手段を確保できるよう、関係機関との協議を行っていきたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 國分議員、再質問ありますか。

○3番（國分順一君） ございません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次に、消防行政について。平田村消防団との連携について質問させていただきます。

各自治体間では様々な協定が結ばれており、本町も例外ではありません。県内、県外の自治体だけでなく、民間の団体、企業とも協定を結んでおります。その中で、災害時における相互応援協定では、県内では郡山市、いわき市、田村市、三春町、広野町、柳津町、埴町、石川町の3市5町のほか、県外では埼玉県戸田市などと協定を結んでおります。しかしながら、身近なところで交流する機会も多い平田村とは何の協定も結ばれておりません。

また、有事の際に、一番に活動していただく消防団においては、全国的にかなり多くの自治体で消防団員の減少が問題視されておりますが、本町でも平成29年から68人消防団員が減少し、新入団員の確保が大きな問題になっていると聞いております。このような中、大規模な森林火災や行方不明者捜索時などに、小野町と平田村の消防団が、隣接する自治体として協力・連携し合える環境を構築するべきと考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

現在、当町においては、郡山市やいわき市をはじめとする県内外の自治体と、災害時における相互応援協定を締結しており、大規模な災害発生時には、相互に人的・物的な支援を行うなどの体制を構築している一方で、

地理的に隣接している平田村とは、協定などの締結は行っていない状況であります。

また、消防団員の確保につきましては、全国的な課題と同様に、本町におきましても、団員数の減少が続いており、新入団員の確保と団員の処遇改善が喫緊の課題であると認識をしておるとともに、有事の際に、地域防災の要となる消防団の体制強化は、町として最優先で取り組むべき課題として捉えております。

議員ご提案の、大規模な森林火災や行方不明者の捜索などにおいて、本町と平田村の消防団が隣接自治体として協力・連携し合える環境を構築すべきというご意見は、大変重要であり、地域防災力の向上に直結するものと考えております。

町としましては、平田村のお考えもあるとは思いますが、連携強化について前向きに検討を進め、まずは、消防団の間で、日頃からの情報共有や、訓練の実施、有事の際の相互応援に関する具体的な手順などについて、実務者レベルでの協議を行いたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 國分議員、再質問ありますか。

○3番（國分順一君） ございません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 次に、一般行政について質問します。

町民から寄せられた質問、意見に対する対応についてでございます。

町には、行政区長さんからの意見や要望などのほか、町に対して知らないことや分からないことに疑問を持つ方、あるいは町に対して意見を述べたい方などもおり、日々町民の方々からは、様々な質問、意見等が寄せられていると思います。我々議員も町民の方から聞かれるときもあり、分かる範囲で話をすることもあります。専門的なことも多く、直接担当課に話をするようにしています。しかしながら、どのような質問、意見が町には寄せられているのか、それに対して町としてどのような対応をされたのか、町民の方々は分かりません。寄せられた質問や意見には、同じような疑問を持っておられる方もいるのではないかと思います。

そこで、町に対してどのような質問や意見が寄せられ、どのような対応をされたのか。また、時間を要する場合には経過などの報告も含め、広報紙に掲載するなど、開示できないものを除き、町民の方へお知らせすることも今後考えてはいかがかと思いますが、町の考えをお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

先崎デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（先崎秀一君） お答えをいたします。

日頃より、町で実施している事業の内容や各種手続について、担当課等へ直接ご質問などをいただいておりますが、その多くは個別的な質問であることから、その都度、その質問に関係する担当が対応しているところでございます。更に、町ではデジタル目安箱を設置し、ご質問やご意見を広く募集しておりますが、デジタル推進室が窓口となり、速やかに内容を確認し担当課へ引き継ぎ、2週間を目安に回答する体制を取っているところでございます。

また、お寄せいただいた内容やそれに対する回答については、公表を希望するとされた場合には、そのご意見と町の回答を広報紙や公式ウェブサイトなどを通じて、町民の皆様へ広く周知することとしております。現

段階におきましては、公表を希望するとして、ご意見を寄せられた方はまだいらっしゃらない状況でございます。

議員ご指摘のとおり、寄せられたご質問やご意見の中には、ほかの町民の方々も同じ疑問をお持ちになっている場合もあると認識しております。しかし、各課等に日々寄せられる膨大かつ多岐にわたる問合せなどを集約・整理し、内容を吟味して、その都度、広報紙などに掲載することは、時間的、人力的な制約がございます。

今後、業務の標準化や効率化について検討を進めながら、町民の皆様の関心が高いと見込まれる公共的な質問事項や役立つ情報について、効果的かつ分かりやすい周知に努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 國分議員、再質問ありますか。

○3番（國分順一君） 再質問します。

○議長（田村弘文君） では、再質問続けてください。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 私もいろいろ話を伺うことが多いんですけども、まず初めに、町民の方々が、自分が疑問に思ったこと、町に言ったことがまずどのように皆さんに反映されていくか、先ほども言いましたけれども、同じ疑問を持っている方も多いかと思えます。そこがこれからのまちづくりしていく上で、自分が言ったこと、意見とか質問というのが、広く町民の方にも知ってもらいたいということもあるかと思うんです。それがまちづくりの第一歩かなというふうな感じはするんです。

やはり、町民の方から寄せられたこと、それを真摯に皆さんに公表して、こういうことがありました、こういう意見がありましたと、こういうふうに対応しましたよということが必要じゃないかなと思うんですよ。今後、そういうことを積極的にやっつけようというつもりがあるのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

先崎デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（先崎秀一君） お答えをいたします。

ただいま前段のご質問で答弁をさせていただきましたが、内部で標準化・効率化について、デスクから業務の単純化や方法を統一したり、その業務内容について無理・無駄・むらがないのかどうか、時間・労力・コストをかけずにできるのか、そういった視点も含めながら、皆さんに分かりやすい情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村弘文君） 國分議員、再々質問ありますか。

○3番（國分順一君） ございません。

○議長（田村弘文君） では、続けてください。

〔3番 國分順一君登壇〕

○3番（國分順一君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、3番、國分順一議員の一般質問を終わります。

◇ 古 崎 泰 介 君

○議長（田村弘文君） 次に、1番、古崎泰介議員の発言を許します。

1番、古崎泰介議員。

〔1番 古崎泰介君登壇〕

○1番（古崎泰介君） それでは、ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、私から5点ほど質問させていただきます。

まず、学校教育に関して、小野中学校の設備、環境整備についてお伺いいたします。

中学生の保護者からいただくご意見の中から、中学校の設備改善を求める一例を挙げますと、下校時の正門からの坂で暗い部分があり、防犯上の不安があるので、外灯の設置が必要ではないかというものがあります。また、そのほかに、夏の時期には体育や部活動の際にグラウンドに屋根付のベンチの設置または、体育着に帽子を追加するなどといった対応策で、熱中症を防ぐべきではないかというものがあります。そのほかにも、様々な意見や要望が寄せられていることと思いますが、このような生徒や保護者からの指摘や要望が生徒たちの環境の改善に、今後どのように活用されていくのかお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

赤坂教育課長。

○教育課長（赤坂泰秀君） お答えをいたします。

小野中学校は平成23年度に新校舎が完成して以来、14年が経過いたしました。ここ数年は、老朽化により、校舎やプールなど、修繕箇所が増加している状況であります。学校の設備や環境整備については、学校が生徒や保護者、教職員の要望を取りまとめ、教育委員会に協議することになっています。そして、教育委員会では、内容等を検討し、できる限り迅速に優先順位をつけながら、計画的に進めているところであります。中でも、安全に関わる部分は最優先とし、教育活動への影響や緊急性、老朽化の度合い等を考慮しながら、必要な修繕や整備を行っております。

また、議員ご発言のとおり、近年は夏季の猛暑日の増加により、熱中症対策が必要不可欠であります。今年度は、体育館及び武道館に冷風機を導入し、熱中症対策として使用していただいておりますが、屋外につきましても、今後有効な方法を検討してまいります。

生徒が安心・安全で充実した学校生活を送るためには、学校設備や環境の整備は大変重要でありますので、今後も学校と相談しながら計画的に進めてまいります。

○議長（田村弘文君） 古崎議員、再質問ありますか。

○1番（古崎泰介君） 再質問はありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔1番 古崎泰介君登壇〕

○1番（古崎泰介君） 続きまして、学校教育に関して、部活動顧問の報酬についてお伺いします。

従来の学校単位の部活動から、地域クラブ活動への移行が進む中で、今後、強いチームには求心力が働き、

選手や指導者が強いチームに集中することが予想されます。町の生徒たちでも、強いチームからの勧誘があり、ほかの近隣市町村まで、遠くまで通って活動をする人も増えてくるかもしれません。町のチームにとっても、活動を充実させて続けていくためには、よい指導者がいることが重要で、指導者を確保するために相応の報酬を準備すべきだと考えます。

そこで、現状として、部活動を指導する顧問の先生に支払われている報酬の金額は、どの程度なのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

現在、小野中学校の部活動が8つの運動部と2つの文化部、合計10の部で編成されており、顧問教師への報酬は、休日の部活動のみ1回当たり3時間で2,700円の手当が県より支給されています。柔道部、野球部、サッカー部、女子バレー部の4つの部においては、不定期になりますが、教員以外の方にもボランティアで指導に関わっていただいております。

議員ご発言のとおり、部活動を継続し強化していくためには、指導者の確保が大変重要であります。日頃の練習はもとより、各種大会や休日における練習までの広範囲にわたる指導、かつ専門的な指導が技術力の向上や大会等における結果に表れてきます。

現在、国においては、これまで学校が主体となって行ってきた部活動を、地域が主体となって行う部活動の地域展開を推進しており、小野中学校の柔道部においても、今年10月より、モデルケースとしてスタートをしたところであります。地域の指導者である小野柔道会の方々に月一、二回程度、休日の部活動の指導に当たっていただき、顧問の先生が休日の指導で支給される額と同程度を、町より謝金としてお支払いしております。

部活動における外部指導者への謝礼は、一般的には受益者負担、つまり保護者から徴収する部費などの活動費から負担することが原則であります。国や県の補助金等を活用することなど、財源確保に努めながら、より一層充実した活動につなげられるよう進めてまいります。

○議長（田村弘文君） 古崎議員、再質問ありますか。

○1番（古崎泰介君） 再質問はありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

[1番 古崎泰介君登壇]

○1番（古崎泰介君） 続きまして、同じく学校教育に関して、こちらはスクールバスについての質問をさせていただきます。

スクールバスの利用者からは、様々な意見が届けられているかと思いますが、具体的には、時間帯やコースによるのだと思いますが、数名のみが乗車するバスを運行してもらうのは申し訳ないといったような意見が保護者から聞かれます。また、車通りが多い国道が通学路となっている生徒に関しては、距離が基準に満たない場合でも、特例として安全のために乗車を認める場合があってもよいとも考えます。現行の乗車基準の距離に従った運用だけでなく、通学路の実態を調査し、収集した生徒や保護者からの要望・意見もサービス向上に活用してはいかがでしょうか。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

有賀教育長。

○教育長（有賀仁一君） お答えいたします。

児童・生徒数の減少に伴い、スクールバスの利用者数も減少傾向にありますが、児童・生徒の居住地が散在していることから、現在、11路線でスクールバスを運行しております。

まず、数名のみが乗車するバスの運行についてですが、スクールバスは利用者名簿に登録されている児童・生徒全員が乗車できるよう、大型車、中型車、マイクロバスに振り分け、運行しているところであります。しかし、当日の天候や家庭の都合により、スクールバスを利用しない児童・生徒もいるため、数名のみの乗車になる場合があります。しかし、安全運行上は、登録者全員が乗車できる環境を整えなければなりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、議員ご提案の、距離が基準に満たなくても特例として乗車を認めるケースについてですが、これまで障害を持った児童の保護者が送迎できない特別な事情があり、特別支援委員や教職員の手助けの上で、スクールバスに乗車することを認めたケースがございました。通学路の安全確保のためのスクールバスの活用につきましては、安全な乗降場所の確保や安全基準の設定をする上で、難しいと考えます。

通学路の安全確保に関する対応につきましては、例年、関係機関と合同で、通学路合同安全点検を行っております。この結果を踏まえ、危険箇所については注意喚起を行うとともに、関係部署と連携しながら改善に向け、必要な整備・対策を行い、安全の確保を図ってまいりますので、議員のご理解をお願いします。

○議長（田村弘文君） 古崎議員、再質問ありますか。

○1番（古崎泰介君） 再質問はありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔1番 古崎泰介君登壇〕

○1番（古崎泰介君） 次の質問に移ります。

一般行政に関してであります。

まず、情報を専門に扱う部署の設置についてであります。

国においては、国家情報局のような省庁の設置が検討されていますが、そのような部署が町にも必要なのではないかと考えています。高度な情報社会である現代においては、日々飛び交う情報量は非常に多く、その中には真偽を判断することが困難となるものが含まれていたり、そもそも情報源が意図的に虚偽を流布する場合があります。そういった社会状況の中で、町が不利益を被るような事態を防ぐことが一つの目的であり、町民が安心して確かな情報を受け取ることができるということを考えると、前もって行政で情報の精査をする必要があると思います。このような意見に対し、町はどのように考えるのかお伺いいたします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

先崎デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（先崎秀一君） お答えをいたします。

高度な情報社会における情報の真偽の判断や、確かな情報提供についてであります。行政の信頼を守り、町民の安全・安心を確保する上で、大変重要であると認識をいたしております。

議員ご指摘のとおり、日々飛び交う情報量は膨大であり、その中には真偽が不確かなものや悪意を持って流布される虚偽の情報、フェイクニュースなども含まれている可能性がございます。こうした情報により、町や町民の皆様が不利益を被る事態は、何としても避けなければなりません。

現在、役場内に特定の情報調査専門部署は設けておりませんが、全庁的な情報共有と精査の体制を構築することで対応をいたしております。

議員ご提案の、情報を専門に扱う部署を町に設置することにつきましては、情報の精査・分析能力の向上が期待される一方で、その設置・維持には、高度な専門知識を持つ人材の確保や、相当な財源が必要となり、小規模自治体である小野町が設けるには、現時点で課題が多くあると考えております。

今後、最適な情報収集や分析体制の強化について、他の自治体の先進的な取組を調査研究してまいります。

○議長（田村弘文君） 古崎議員、再質問ありますか。

○1番（古崎泰介君） 再質問はありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に続けてください。

〔1番 古崎泰介君登壇〕

○1番（古崎泰介君） 同じく、一般行政に関して質問いたします。

一元的な相談窓口の設置について質問いたします。

行政サービスを受ける際にははじめに行く相談先として、一元的に様々な相談を受けてもらえる総合的な窓口が必要だという意見があります。特に、転入者や外国人または移住希望者などは、町の勝手が全く分かりませんので、どこの部署で相談に乗ってもらえるのかが分からない、また、自分が抱える問題の解決に、町の手助けを借りることができるのかどうか、このこと自体も知らない場合もあります。

もし、1か所で済む相談窓口があれば、必要な支援や行政サービスを受ける入り口として重宝され、より一層親切的な自治体として注目されれば、転入者増加にもつながるのではないかと考えますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えをいたします。

現在、当町においては、転入などの手続がなされた際には、来庁者へ聞き取りを行い、関連する所管課との連携を図りながら、手続に遺漏がないように進めているところであります。また、転入者には、小野町の役立つ情報が掲載されました「おのまち暮らしのガイドブック」を配布し、情報の提供を行っているところでありますが、現在はQRコードが記載されているチラシを配布することにより、いつでも内容を確認できるようになっております。

外国人向けの対応につきましては、外国語に対応したガイドブックの準備を現在進めているところであります。役場の窓口は、町の顔となる場所であり、議員ご発言のとおり、総合的な窓口は町の顔として必要なものとは考えてはおりますが、現時点におきましては、人員の配置やスペースの問題から難しいものと考えております。

なお、現在、新庁舎への建設に向けて、様々な検討を行っているところでありますので、どのような窓口が

町民や転入者に対して最適なものなのか、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 古崎議員、再質問ありますか。

○1番（古崎泰介君） 再質問はありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔1番 古崎泰介君登壇〕

○1番（古崎泰介君） 続きまして、子育て支援に関してです。

キラッと☆おのの利用方法についてお伺いします。

今年度開館したキラッと☆おのは、小学校の隣に立地していることから、小学校との連携を強化し、児童の学校生活を充実させる施設として、発展していくことを期待しています。具体的に期待したいことの一つとして、仮に学童保育の利用を保護者の就労有無にかかわらず許可されることになったとしたら、学校に行きたくない児童、すなわち不登校になるかもしれない不登校気味の児童などが、学校の代わりに日中過ごすことができる施設として利用され、家庭と学校以外の第3の居場所として、心のよりどころにもなり得るのだらうと思います。様々な、子育て支援策を準備しており、子育て世代に頼られる町としての評価を高めるためにも、キラッと☆おのの利用方法が広がり、充実していくことが重要だと考えていますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

吉田子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉田 隆君） お答えいたします。

小野町児童館キラッと☆おのでは、総合的な子育て支援施設として、学童保育を行う放課後児童クラブや、保護者の事情に合わせて一時的に保育を行う一時預かり事業、親子の運動遊びを行う親子教室などの様々な事業を行っており、4月のオープン以来、大変多くの方々にご利用いただいております。

その中でも、放課後児童クラブでは、法律に基づき、小学校に就学している児童に対し、その保護者が就労により昼間家庭にいない場合や、疾病や介護等により家庭で養育できない場合について、適切に遊びや生活の支援を行っているところであります。

議員のご質問にあるように、様々な理由で学校へ登校できない児童については、個々のケースを十分に検討し対応する必要があるとあり、利用時間帯や送迎等の諸条件の整理、更には、専門的な対応が可能な職員の配置など、様々な課題があることから、今後、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

なお、児童館としては、子供たちが安心して過ごせる場所を提供する、子どもの居場所づくり事業も行っており、児童館の通常利用の範囲内でご活用いただくことは可能であります。

今後も、町としましては、悩みを抱えた児童の保護者や学校、教育委員会と連携を取りながら、児童館が安全・安心な子供の居場所として、多くの子供たちや子育て世帯が気軽に訪れることができる交流の場になること、更には、地域の方々をつないでいける施設になるよう努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 古崎議員、再質問ありますか。

〔1番 古崎泰介君登壇〕

○1番（古崎泰介君） 再質問はありません。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（田村弘文君） 以上で、1番、古崎泰介議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休議といたします。11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

◇ 會 田 百 合 子 君

○議長（田村弘文君） 次に、5番、會田百合子議員の発言を許します。

5番、會田百合子議員。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 通告に従い、質問いたします。

まず初めに、環境整備についてです。

小野町70周年記念植樹祭とふくしま植樹祭が共同で開催されました。町民体育館において、関係者と参加者、小野小学校、緑の少年団など、300人で式典が盛大に行われ、小野公園にモミジ、桜、アジサイなどの苗木1,000本を植える植樹活動や育樹活動を行いました。植樹の活動を通して、木や花が大きくなり、春、夏、秋と季節によって違った光景を見せる運動公園の景色が、今からとても楽しみにしています。小野公園においては、どのような管理計画をされていくのかお聞きします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

赤坂教育課長。

○教育課長（赤坂泰秀君） お答えをいたします。

議員ご発言のとおり、11月9日、小野公園内を会場に、小野町70周年記念植樹祭が福島県植樹祭と共同で開催され、未来へつなぐ希望の森林づくりをコンセプトに、四季を楽しめるよう、八重桜やアジサイ、広葉樹など、多くの苗木が植えられました。

小野公園内の管理につきましては、今回植樹活動が行われたエリアを含め、運動施設周辺ののり面や樹木、様々な植木を維持するため、草刈りや枯れ枝の剪定など、年間を通じて計画的に実施しております。今後におきましても、町民の皆様にも小野公園内の運動施設を快適に利用していただくとともに、植樹活動が行われたエリアを訪れる方々が、四季折々の風景を楽しんでいただけるよう、引き続き、環境整備に努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 會田議員、再質問ありますか。

○5番（會田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 整備していくときに、一般の人でもできる作業には、ぜひ参加したいと思います。ボランティアの募集の計画はあるのかお伺いします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

赤坂教育課長。

○教育課長（赤坂泰秀君） お答えをいたします。

小野公園については、今回の植樹祭により、約300名の方々に植樹活動と育樹活動へ参加していただき、公園内の環境を整備することができました。

今後の公園内の環境整備につきましては、今回植樹された苗木の育成状況や樹木等の樹勢状況により、町民の皆様のご協力が必要と判断したときには、緑の少年団や関係団体も含め、広く育樹活動へのボランティアを募りたいと考えておりますが、当面の間は、町単独での環境整備を行ってまいりますので、議員のご理解をお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 會田議員、再質問ありますか。

○5番（會田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 次に、一般行政についてです。

議員の全体研修として、田村市にあるたむらリサイクルプラザを視察してきました。渡邊副市長、田村市環境課、協業組合たむら環境センターにより、施設の説明を受けました。たむらリサイクルプラザは、田村市と小野町から発生する資源ごみを処理し、物から物へとリサイクルを行うマテリアルリサイクル、廃棄物を元の素材や材料として再利用するリサイクル推進施設です。

視察したときには、プラスチックのラインが稼働していて、家庭から出された指定袋から中身をベルトコンベヤーに乗せて分別を6人でされていました。プラスチックは、汚れているイメージがなかったのですが、作業の現場を見ると、紙くずや布など、プラスチックに関係ないもの、プラスチックでも汚れているものも混じっていて、手作業による分別がされないと最終的な包装圧縮の段階まではいけないのだと知りました。

以下の点について、質問します。

指定袋に入れて出される量に対して、どのくらいの量がプラスチック、ペットボトル、資源ごみになっているのかお聞きします。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

当町のごみ処理につきましては、田村市との共同事業により進めているところでありますが、うち資源ごみにおいては、たむらリサイクルプラザにて、プラスチック類、缶類、瓶類などの処理を行っております。その

中で、プラスチックごみの昨年度の搬入量は、田村市、小野町の全体で約248トンで、そのうち再商品化ができましたのは約132トン、再商品化率は53.4%となっております。また、ペットボトルにおいては、搬入量は約97トンで、そのうち再商品化ができましたのは約90トン、再商品化率は93.5%となっております。

プラスチックごみについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託をして、再商品化を行っております。この協会は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、平成8年に設立されておりますが、搬入されるプラスチックに汚れが付着していたり、紙類や金属などの異物が多く混入している場合には、受入れそのものを拒否されることもあることから、過日、施設の視察をいただきましたとおり、手作業での分別を行っているものであります。

再商品化には、適切な分別が必要となっております。再商品化の率を上げるためにも、町民にリサイクルに関する意識を高く持っていただくための取組を、今後行ってまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 会田議員、再質問ありますか。

○5番（会田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔5番 会田百合子君登壇〕

○5番（会田百合子君） 小野町では、資源とごみ分別の手引きを発行しています。とても詳しく書かれているので、参考にしています。リサイクルプラザでの分別作業を見ていると、プラスチックでもはじかれるものがありました。詳しい内容を追加すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

資源とごみの分別については、昨年度にごみ分別のポスターを作成し、町内全戸に配布して、ごみの減量化と再資源化の意識の高揚を図っているところであります。

議員ご質問の、資源とごみ分別の手引きにおきましては、ポスターよりも更に詳しく説明を加えたもので、より正しく分別をしていただきたいと作成し、配布しております。この手引きについては、今後、制度の改正なども予想されることから、特段、業者などには委託せず、町独自で作成し、町のウェブサイトなどに掲載を行っているものであり、必要な方には、町の施設などで配布を行っております。

町独自で作成していることから、議員ご発言の、内容の追加におきましても、柔軟に対応することができまので、プラスチックの分別内容の追加に限らず、ごみの減量化を図るために、全ての項目において、見直しを随時進めてまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 会田議員、再質問ありませんか。

○5番（会田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔5番 会田百合子君登壇〕

○5番（会田百合子君） 次に、熊出没から命を守る地域体制の構築について質問いたします。

本年、全国的に熊の出没件数は4月から9月期で過去最多を更新し、人身被害も過去最悪の状況となりまし

た。農林水産省は10月、人身被害防止の徹底を求める緊急通達を出しています。

熊の行動圏拡大には、ブナの凶作や気温上昇といった自然条件に加え、個体数の増加や人の生活圏への順応が重なっており、近年全国的に出没件数は増加傾向にあります。すなわち、この問題は本年に限った一過性の現象ではなく、今後も継続的・構造的な対策が求められる課題です。現場対応力の強化と並行して、地域全体の仕組みとして、持続的に安全を確保する制度設計も問われています。

熊対策は、環境行政や野生動物保護にとどまらず、住民の生命と安全を守る地域安全保障の課題として位置づけるべき段階にあります。

以下の点について、質問いたします。

本町における熊の出没件数、人身被害及び農産物・家屋等の被害、初動対応体制の現状を伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

町内においては、今年度、熊らしき動物の目撃情報が2件寄せられている状況にありますが、熊であると断定されたものではなく、現在のところ、人身、農作物などへの被害についての報告はございません。

続いて、初動体制についてのご質問ですが、7月に環境省より、緊急銃猟のガイドラインが示されるとともに、先月、福島県よりツキノワグマ指定鳥獣捕獲等事業実施計画及び各市町村が策定する熊出没に対する対応マニュアルのひな形が示されたところであります。

現在、町では、マニュアルの策定に向け、関係機関と協議を行い、情報の共有体制の構築、住民への注意喚起の方法、市街地に出没した場合の具体的な対応手順などの確認を進めているところであります。

○議長（田村弘文君） 會田議員、再質問ありますか。

○5番（會田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問行ってください。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 文部科学省の学校・地域・家庭の連携による安全マニュアルでは、熊出没の対応を学校の危機管理の一部として位置づけているが、出没場所の距離や危険度に応じた段階的な対応基準は明確ではない。本町として、学校周辺、隣接自治体、森林部など、出没状況に応じて段階的なリスク管理を行う考えがあるか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

出没状況は、学校周辺、隣接自治体との境界付近、あるいは森林部など、場所によって環境や緊急性が大きく異なり、出没状況に応じた段階的なリスク管理につきましては、重要な対策であると認識をしております。現在、策定を進めております熊出没に対する対応マニュアルにおいて、熊の出没リスクに応じた関係機関の役割の設定と、それに基づく具体的な対応方針を盛り込む予定であります。

○議長（田村弘文君） 會田議員、再質問ありますか。

○5番（會田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 熊の出没情報を、周辺自治体を含め、教育委員会、警察、消防など、関係機関でどのように共有し、登下校の可否や避難判断の基準に反映するのか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

熊の出没情報の共有と、それに基づく登下校の可否や避難判断の基準につきましては、熊出没に対する対応マニュアルにて、出没状況に応じた対応レベルの設定や緊急連絡チャートなど、緊急時に、誰が誰に、どのような手順で連絡するかを具体的にフローチャートで示します。

また、連携体制におきましては、各関係機関と協議を行い、町民生活課を中心とした迅速な情報伝達が可能となる体制の構築に努め、登下校の可否や避難判断の基準に反映していきたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 會田議員、再質問ありますか。

○5番（會田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 登下校の安全確保については、保護者による送迎やバス運行だけでなく、音を活用した予防的対策、熊鈴、自転車ベル、放送設備なども有効です。秋田県男鹿市では、平時から児童に熊鈴や自転車ベルの携行を指導し、学校周辺では、朝・夕に音を流す取組を実施しています。こうした低コストで現実的な対策の考えがあるか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

全国の様々な地域において、市街地や集落などの生活圏での熊の被害が発生しており、児童・生徒の学校生活や登下校の安全確保、不安解消などについての対応が求められているところでもあります。このため、熊出没に対する対応マニュアルの中でも、出没状況に応じたレベル設定を行い、各関係機関の役割の中で、児童・生徒の安全確保に向けた取組を行う考えです。

なお、他自治体の取組事例などを参考にしながら、より効果的な方法について検討をしております。

また、日頃から熊の出没情報に留意し、必要に応じて、通学路の点検や変更、連絡体制の強化や注意喚起の徹底に努めていく必要があると考えますので、教育委員会や警察、地域の猟友会などと連携を図り、児童・生徒が安心して通学できるよう、対策を講じてまいります。

○議長（田村弘文君） 會田議員、再質問ありますか。

○5番（會田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 地域猟友会や民間事業者との協定締結、訓練体制、装備支援の現状を確認したいと思います。あわせて、緊急対応に携わる担い手の確保に向け、報奨金の単価引上げや危険手当の新設など、実効的な支援策を検討しているか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

現在、町では、小野町鳥獣被害対策実施隊に対して、捕獲したイノシシ1頭当たり2万3,000円の報奨金を支給しておりますが、熊の捕獲、緊急銃猟に関する報奨金などの設定はしておりません。熊の対策における緊急銃猟には、地域で活動している猟友会をはじめとする担い手の存在は必要不可欠であり、その支援と連携体制の構築は必要であると認識しておりますが、具体的な訓練体制、装備への支援につきましては、今後の検討すべき課題として考えております。

なお、担い手の確保に向けた支援策や報奨金などにつきましては、県内外の他自治体の実施状況を調査・確認をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 會田議員、再質問ありますか。

○5番（會田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、続けてください。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） それでは、最後の質問をいたします。

支援を講じるに当たり、捕獲従事者や現場関係者に対して、報奨金水準や待遇改善に関する意見聴取を行っているか伺います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹町民生活課長。

○町民生活課長（矢吹昌之君） お答えいたします。

熊の捕獲、緊急銃猟などについては、危険性も高いことから、これまでのイノシシなどの捕獲とは異なる対応が必要であると認識をしております。

町としては、協力をいただきます関係者に対して意見を聞くことは重要であると考えておりますので、熊出没に対する対応マニュアルの策定に向けた協議の中で、猟友会などの意見を伺い、実効性のある支援策を総合的に講じてまいりたいと考えております。

○議長（田村弘文君） 會田議員、再質問ありますか。

○5番（會田百合子君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、続けてください。

〔5番 會田百合子君登壇〕

○5番（會田百合子君） 以上で私からの質問は終わりとさせていただきます。

○議長（田村弘文君） 以上で、5番、會田百合子議員の一般質問を終わります。

◇ 羽 生 洋 市 君

○議長（田村弘文君） 次に、4番、羽生洋市議員の発言を許します。

4番、羽生洋市議員。

〔4番 羽生洋市君登壇〕

○4番（羽生洋市君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般行政3項目の質問をいたします。

鳥獣被害対策実施隊の担い手の確保について。

鳥獣による農作物の被害は年々増加傾向にあります。鳥獣被害対策実施隊は、被害防止のため、大きな役割を担っております。しかしながら、実施隊の高齢化は、隊員19名のうち、60歳以上が18名の現状にあります。他の市町村も同様な状況にあります。

昨年、同じような質問をしておりますが、その際の回答は、引き続き広報等により加入者促進を図り、他自治体の事例等の調査研究により、新隊員の確保につなげてまいりますとの回答をいただきましたが、小野町鳥獣被害防止計画も踏まえて、昨年の回答以降の取組について伺いたいと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

西牧産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（西牧英一君） お答えいたします。

鳥獣による農作物への被害の防止につきましては、小野町鳥獣被害防止計画を策定し、鳥獣被害対策実施隊を組織して、有害鳥獣の捕獲を行っているところであります。

新たな担い手の確保の取組につきましては、大変厳しい状況ではありますが、広報等、各種媒体を活用した周知のほか、狩猟免許の取得などに係る費用への支援を行い、負担軽減を図り、加入促進に努めてまいりました。また、昨年度から先進事例を参考に、中型鳥獣捕獲に対する報奨金を追加するなど、担い手の確保に向け、支援の充実を図ってまいりました。

そのような中で、今年度狩猟免許を取得され、来年度より1名加入となり、20名での活動になる予定となっております。しかし、隊員の高齢化や担い手の不足は深刻でありますので、より多くの方に情報が届くよう、周知回数を増やすほか、事業所や若年者へ特化した周知方法等について、関係機関と協議を進めてまいります。

また、隊員の皆様などのご意見をいただきながら、野生鳥獣の状況把握に努め、出没しにくい環境整備に向け、啓発や電気柵購入費用の一部助成事業など、あらゆる手段により、地域ぐるみで鳥獣被害対策を講じてまいります。

○議長（田村弘文君） 羽生議員、再質問ありますか。

○4番（羽生洋市君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、続けてください。

〔4番 羽生洋市君登壇〕

○4番（羽生洋市君） 次の質問に入ります。

農道等による安全対策の確保について。

国道349号線、飯豊大字鑑摺から飯豊大字大竹地域は、直線道路となっております。土砂を積んだトラック等、交通量が1年前と比較して増加しております。また、この地域で、トラックの農地への横転事故も発生しております。この地域で農作業をする場合には、通勤時間帯の自粛、それから農地へのトラクターの乗り入れ、コンバインの運搬、軽トラックへのもみの積載など、生命の危機を感じながらの作業となっております。また、こういった状況というのは、町内にも散見されると思うので、安全・安心なまちづくりの観点から、農道等により、危険を排除する必要があると考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹地域整備課長。

○地域整備課長兼新庁舎整備室長（矢吹浩司君） お答えをいたします。

国道349号線は、本町の主要幹線道路であり、朝・夕の通勤時間帯の交通量や大型車なども多く、議員ご発言のとおり、農耕車との事故については懸念しているところであり、安全面の観点から、農道等の必要性につきまは認識しているところであります。しかしながら、町において、単独で農道を整備することは難しい状況であり、農業振興地域における農道整備に当たっては、農地集積・集約化を行う圃場整備事業に併せた農業整備等が考えられるところであります。

また、今回の質問箇所周辺には農道がございいますが、既設の農道がある場合には、地域住民で連携し行う、多面的機能支払交付金事業を活用した農道整備も実施可能でありますので、ご検討いただければと考えます。

町といたしましては、事故を未然に防止するため、SNSや町ウェブサイトなどを活用し、国道等を利用するドライバーに対する農耕車への注意喚起や、農繁期における道路沿線での作業上の注意について、周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 羽生議員、再質問ありますか。

〔4番 羽生洋市君登壇〕

○4番（羽生洋市君） あります。

ただいま、答弁いただきましたが、町の中の危険箇所というのは、およそどれぐらい認識されているものか伺いたいと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹地域整備課長。

○地域整備課長兼新庁舎整備室長（矢吹浩司君） お答えいたします。

危険箇所についてであります。具体的な数量・数というのは、把握というのは難しい状況ではありますが、町内には国道が1路線、そのほか県道が9路線、また町道が幹線以外を含めまして296路線程ございます。危険箇所につきましては、特に国道沿いや交通量の多い箇所、カーブ等の町民の方が出入りする場所で危険箇所というのは、多くあるかと思いますが、こちらの農道等、農地への出入りに関しましては、すぐにての農道整備は難しい状況にありますので、農地への安全な出入り口等を農耕車利用者の方に設けていただきまして、可能な限り対応いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（田村弘文君） 羽生議員、再々質問ありますか。

○4番（羽生洋市君） あります。

○議長（田村弘文君） 続けてください。

〔4番 羽生洋市君登壇〕

○4番（羽生洋市君） 今、回答いただきましたが、改善をするためには、どこが問題点があるのかという把握は大変必要なことだと思いますので、継続的な把握、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹地域整備課長。

○地域整備課長兼新庁舎整備室長（矢吹浩司君） お答えいたします。

今ほど、羽生議員からございましたが、当町におきましても、パトロール等を強化いたしまして、そういった問題点の箇所、特に今後の農作物、そういった事業に当たっても、安全な交通が図れるようなことは考えていかななくてはならないかと思っておりますので、そういった問題点に関しましては、今後もパトロール等を強化しながら、県と連携しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（田村弘文君） では、次の質問に移ってください。

〔4番 羽生洋市君登壇〕

○4番（羽生洋市君） 次の質問に入ります。

町道に接する斜面、のり面の草刈りについて。

農業従事者の高齢化は、当町でも年々増加傾向にあります。そのため、農地の耕作が困難になり、耕作放棄地または農地法第3条の規定による農地の集約化が進んでおります。その結果、分散していた町道の斜面、のり面の雑草対策も農地と一緒に集約化されている状況もあります。

受託者による草刈り作業は、人件費の高騰等、大きな負担になっております。また、これまで、地域ボランティアで実施してきた急峻な大きな斜面は、高齢者にとって作業が困難になってきている状況があります。このような状況がますます増加してくると考えられますので、町としての対策はどのように考えているか伺いたいと思っております。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹地域整備課長。

○地域整備課長兼新庁舎整備室長（矢吹浩司君） お答えをいたします。

道路沿線の除草作業につきましては、安全な交通確保のほか、生活環境維持の面から、地域住民の協力が不可欠ですが、議員ご発言のとおり、高齢化などの影響により、従来のように地域の協力を得ながら行ってきた除草作業が困難になってきているとの声も出てきております。

町では、道路管理者として、交通量や歩行者などの利用状況、視界の確保など、路線の状況を総合的に勘案し、必要に応じて除草作業を実施しているところですが、町道の管理路線が多く、地域住民の協力が得られなければ、維持管理を行うことが困難な状況にあります。

協力体制の強化策として、町では現在、除草作業時の安全性確保や作業負担の軽減、作業効率の向上を目的に、行政区活動に対しまして、斜面用自走式草刈り機の貸出しをしております。また、地域の協働作業を支援するため、道路の除草作業などを実施する行政区に対しましては、補助金を交付しているほか、多面的機能支

払交付金事業のエリアでは、農地のり面の草刈り支援も行っております。

今後も、道路パトロールを強化し、交通量が多い箇所や危険性のある箇所については、町において除草作業を実施するとともに、地域住民の過度な負担とにならない範囲でのご協力をいただきながら、高齢化等の地域課題に対応した道路の維持管理に努めてまいります。

○議長（田村弘文君） 羽生議員、再質問ありますか。

〔4番 羽生洋市君登壇〕

○4番（羽生洋市君） あります。

今、草刈りの現状についての回答をいただきましたけれども、今回の質問としては、高齢者がなかなか従事するのが困難になってきたという状況の中での内容でございます。他の県であると、除草マットと言うんですかね、10年ぐらい使えるような除草マットも、多面的なもので作っているというところも見られますので、そういったことも踏まえて、今後、取組、要するに高齢者が本当にできなくなった際の実施について、回答いただければと思います。

○議長（田村弘文君） 答弁を求めます。

矢吹地域整備課長。

○地域整備課長兼新庁舎整備室長（矢吹浩司君） お答えをいたします。

今ほど議員のほうからご発言ございましたが、道路沿線の維持管理に関しましては、町においても、危険な箇所へ対応してまいりたいと考えております。また、併せまして、今現在、国道沿い、県道沿いでも、県のほうでも除草シートを張ることもございますが、町においても、なかなか地元が管理が難しいような斜面とかそういった部分に関しましては、町においても、そういった対応を今後検討してまいりたいと思います。また、併せまして、先ほども申し上げましたが、多面的機能支払交付金事業等でもそういった道路の保全、維持ということでのそういった作業も可能な部分もございますので、地域の住民の方のご協力いただきながら、維持・管理を図ってまいりたいと思います。

○議長（田村弘文君） 羽生議員、再々質問ありますか。

○4番（羽生洋市君） ありません。

○議長（田村弘文君） では、続けてください。

〔4番 羽生洋市君登壇〕

○4番（羽生洋市君） 以上で私からの質問を終了いたします。

○議長（田村弘文君） 以上で、4番、羽生洋市議員の一般質問を終わります。

これをもって、通告者全員の一般質問を終わります。

傍聴者の皆様には、長時間にわたりまして、傍聴いただきありがとうございます。また、一部手違いによりまして、質問の項目の順序に間違いがございましたので、改めておわびを申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。
本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 零時01分